

【別紙】

諮問番号：令和5年諮問第4号

答申番号：令和5年答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和4年11月25日に提起した処分庁による配当処分（令和4年10月21日付け、木下推第1144号のうち〇〇信用金庫分）（以下「本件処分」という。）の取消を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、本件審査請求は却下するべきであるとした審査庁の裁決についての考え方は、適法かつ妥当である。

第2 事案の概要

- 1 処分庁は、令和4年10月14日付けにて、請求人が滞納する△△△、△△△円の受益者負担金（処分庁が都市計画事業として施行する下水道事業のうち、公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金をいう。以下同じ。）及び延滞金（以下「本件受益者負担金等」という。）を徴収するため、請求人が〇〇信用金庫に対して有する普通預金□□、□□□円の払戻請求権（以下「本件預金債権」という。）について、債権差押通知書を送達し、本件処分をした。
- 2 処分庁は、令和4年10月14日に本件処分に係る差押調書を請求人へ送達した。
- 3 処分庁は、令和4年10月19日付けで〇〇信用金庫に対し、本件処分の取立通知書及び納入通知書を送達し、取り立てを行い、同日に〇〇信用金庫から□□、□□□円の納付があった。
- 4 処分庁は、令和4年10月21日付けで、取り立てた□□、□□□円を滞納額の一部に配当する内容の配当計算書（木下推第1144号-6）を作成し、請求人へ送付した。
- 5 処分庁は、令和4年10月28日に配当計算書の記載のとおり、取り立てた□□、□□□円を本件受益者負担金等の一部に充当した。
- 6 処分庁は、令和4年10月28日付けで、請求人に対し充当通知書を送付した。
- 7 請求人は、令和4年10月28日に審査庁に対し、簡易書留にて（消印令和4年10月28日、審査庁の收受令和4年11月1日）本件処分の前提となる財産の差押えに関する処分（令和4年10月14日付け、木下推第1144号のうち〇〇信用金庫分）の審査請求を行った。
- 8 請求人は、令和4年11月25日に審査庁に対し、簡易書留にて（消印令和4年11月25日）本件審査請求を行った。

第3 審理関係人の主張

1 審査請求人

請求人の主張は、概ね以下の理由により、本件処分の取消しを求めるものである。

(審査請求書)

- (1) 市民の財産を一方的に強奪する行為は、重大な人権侵害に当たる。
- (2) 下水道工事前の説明会はまともになされておらず、審査請求人は同意も了承もしていない。実際私有地に下水道管は引き込まれておらず、今後も永久に使用するつもりはない。そのため、下水道から一切の利益を受けず、審査請求人は受益者ではない。

(反論書)

- (1) 審査請求人が2022年12月27日付で送付した補正書は、市側から2022年12月8日付で発送され、私が2022年12月10日に受領した書面に、「2022年12月28日までに補正せよ」と書かれていたため、それに応じる形で、2022年12月27日に提出したものである。すなわち、提出期限は守られており、書面は有効である。
- (2) 不服申し立てができる期間が「翌日から起算して3月」とすると、私の場合、2023年1月21日までがその期限となる。これは私の不勉強による勘違いかもしれないが、少なくともその期間までに必要な書面を提出すれば審査は開始され、その後、少なくとも審査の期間中は、一連の強制執行は一時的に中断するものと思っていた。

しかし、私が不服申し立てをしようとした矢先、2022年10月21日付の「配当計算書」なる書面が、続いて、10月28日付の「充当通知書」なる書面が、五月雨式に送られてきたものである。その配当計算の元となるそもそもの処分に対して不服を申し立てている状況だったにも関わらず、審査の結果を待つことなく配当計算と充当が行われた、というのは、まさしく寝耳に水であった。

- (3) そもそもの根拠となる処分に対して不服を申し立てているのだから、その処分を前提とした他の処分は、その上流の問題の決着が着くまでは一時的に中断するであろう、と考えていた。その方が合理的だと考えられるからである。

しかし、もし市側担当者のこの強引なやり方こそが従来の手続きの進め方だというのであれば、市側担当者は事前にその事を私に説明すべきであった。

- (4) 「配当計算書」「充当通知書」の件での市側担当者の対応は非常に雑で横柄で、こんなやり方でスムーズなやり取りなどできるはずもない。あるいは、初めから事を荒立てるのが目的で、話をスムーズに進める気などさらさら無かったのか。いずれにせよ、市側担当者の対応は充分だったとはいえず、従ってその主張は棄却されるべきである。

(再反論書)

(1) 私が下水道から受ける益など一切無い、という厳然たる事実の間にあっては、このような空理空論を持ち出すこと自体が的外れである。また、当然これらの屁理屈は、渡辺芳邦なる者がおかした重大な人権侵害について何ら正当化するものではない。

優越的な立場にいる者が、異を唱える事すらできない立場にいる者の声を踏みにじり、一方的にその権力を行使するという行為は、まさしくハラスメントという名の人権侵害である。また、私有財産の強奪などという深刻な人権侵害が横行し、しかもそれが容認させるような環境では、平穩に生活することはかなわない。

(2) 本件の下水道工事に関連してなされたあらゆる決定事項は全て見直されるべきであり、不当に侵害された人権はただちに回復されるべきであり、すなわち、不当に強奪された私の財産は当然全額返却されるべきであり、あわせて、渡辺芳邦は自身の行いを猛省し謝罪すべきである。

2 処分庁の主張

処分庁は、概ね以下の理由により、本件審査請求（〇〇信用金庫分に係る配当（補正書に添付された「配当計算書（謄本）」記載の配当処分）を却下する」との裁決を求める。

(弁明書)

(1) 国税徴収法第133条第2項及び第171条第1項に基づく、本人が本件処分について不服申立てをすることができる期限は、本件審査請求の補正書に添付された別紙配当計算書に記載の換価代金等の交付期日令和4年10月28日であるが、本人が本件審査請求を請求したのは令和4年12月27日である。処分庁は令和4年10月21日付けで配当計算書を本人へ送付しており、本人も本件審査請求の補正書において、令和4年10月22日に本件処分について知ったと記載がある。

しかしながら、本人は本件処分について不服申立てをすることができる期限を超過して不服申立てをしているため、本件審査請求は却下されるべきである。

また、本件処分について争うとしても、処分庁の意見は以下のとおり。

(2) 仮に、本件審査請求によって、本件処分について争う余地があるとしても、本人は本件審査請求において、本件処分の配当順序や方法についての違法性を主張しているわけではなく、かつ、本件処分については、配当を受ける債権者は木更津市長のみであって配当順位及び配当額について本件処分と異なる配当処分を行う余地はないところ、本人はこれについて何らの異議等を主張するものでもなく、また、本人は本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有しない。

(再弁明書)

弁明書で述べたとおり。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却するのが相当である。

2 判断の理由

- (1) 受益者とは、都市計画法第75条第1項に基づき制定された、木更津市都市計画事業受益者負担に関する条例第2条第1項において、負担金を徴収しようとする定め公告される区域内に存する土地所有者をいうと定めている。処分庁は、木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第2条第1項のただし書きの確認を取るため、事実確認を行ったが、審査請求人から申告がなかったため、木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第2条第1項及び第3条の規定に基づき審査請求人を受益者と定めた。
- (2) 受益者負担金に係る滞納処分による債権の差押えは、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされている（都市計画法第75条第5項）。処分庁は、差押え財産は国税徴収法第75条及び第76条に該当しないと判断し、国税徴収法第54条第1号及び第55条第1号に基づき、差押調書を作成し審査請求人の預金残高の債権を差押えた後、謄本を審査請求人へ送付した。国税徴収法第67条第1項及び第3項に基づき、処分庁は、差押債権の取立通知書を金融機関に提出し、取立が完了した。国税徴収法第128条第1項、第129条第1項第1号、第131条第1号及び第132条第1項に基づき、処分庁は、配当計算書を作成し、謄本を審査請求人へ送付した。また、処分庁は充当通知書を審査請求人へ送付し、配当計算書のとおり充当したことを知らせた。
- (3) 配当計算書（謄本）について、不服申立てをすることができる期限は、国税徴収法第133条第2項及び第171条第1項により配当計算書に記載の換価代金等の交付期日令和4年10月28日である。審査請求人が本件審査請求を請求したのは令和4年11月25日であり、処分庁は令和4年10月21日付けで配当計算書を本人へ送付しており、審査請求人は補正書において、令和4年10月22日に本件処分について知ったと記載がある。
- (4) 以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の裁決についての判断

本件処分の維持が適当である。

第6 調査審議の経過

令和5年11月1日 審査庁からの諮問を受付

令和5年12月26日 請求人より行政不服審査法第81条第3項において準用する

同法第76条の規定に基づく主張書面等の提出。

令和6年 1月24日 調査審議

令和6年 3月15日 調査審議

第7 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

1 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠により認定できる事実として、上記第2の事実のほか、以下の事実が認められる。

(1) 本件処分に先立ち、処分庁は請求人に対し平成29年4月1日付で下水道受益者負担金決定通知書を送付し、受益者負担金の賦課処分を行った。(乙2)

(2) 処分庁は請求人に対し受益者負担金の納入通知書として、別表第1記載のとおり、納入通知書を送付した。(乙4)

(3) 請求人から受益者負担金の納付がなかったため、処分庁は請求人に対し別表第2記載のとおり、督促状を送付した。(乙5)

(4) 本件処分があった令和4年10月14日時点で請求人は、本件受益者負担金等△△△, △△△円を滞納していた。(審査請求書の補正書別紙・乙10・18)

(5) 処分庁は、令和4年10月14日に第三債務者である〇〇信用金庫に対して請求人が有する預金債権について、国税徴収法第62条第1項に基づく債権差押通知書を〇〇信用金庫●●●支店へ送達し、本件処分を行った。(乙18)

(6) 本件預金債権を含む預金債権の債権者は、請求人であり、当該預金債権の普通預金残高は、令和4年8月16日時点では、滞納している受益者負担金及び延滞金全額を徴収できる残高があったが、令和4年10月14日時点での残高は、□□, □□□円であり、処分庁はその全額の差押えを行った。(乙6・10)

なお、本件処分後に、処分庁は同日付けで、別の第三債務者である株式会社▲▲▲▲銀行に対して請求人が有する預金債権について■●●■, ■●●■円の差押えを行っている。

(7) 処分庁は、令和4年10月14日付けで本件処分に係る国税徴収法第54条に基づく差押調書を請求人へ送達した。

(8) 処分庁は、令和4年10月19日付けで〇〇信用金庫●●●支店に本件処分の取立通知書及び納入通知書を送達し、同日に〇〇信用金庫から□□, □□□円の納付があった。(乙12)

(9) 処分庁は、令和4年10月21日付けで取り立てた□□, □□□円を本件受益者負担金等の一部に配当する内容の配当計算書(木下推第1144号-6)を作成し、請求人へ送付した。(乙13)

なお、当該配当計算書には「この配当について不服がある場合は、この通知を

受け取った日の翌日から起算して3月以内に木更津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、国税徴収法第171条の規定による期限の方が上記より早いときは、その早い方の期限までに審査請求をしなければなりません。」との教示があった。(乙13)

(10) 処分庁は、令和4年10月28日に配当計算書の記載のとおり、取り立てた□□, □□□円を本件受益者負担金等の一部に充当した。(乙14号)

(11) 処分庁は、令和4年10月28日付けで、請求人に対し充当通知書を送付した。

2 本件に係る法令等の規定について 別紙参照

3 本件配当処分の取消しを求める審査請求の適法性について

本件審査請求は、以下4により、不適法なものであるから却下すべきである。また、仮に認められないとしても、下記5のとおり、本件処分は、不適法なものであるから却下すべきである。

4 不服申立てをすることができる期限を超過した審査請求について

都市計画法第75条第5項の規定によりその例とされる国税徴収法の規定に基づき市は、国税滞納処分の例により、受益者負担金及び延滞金を徴収することができる。

国税徴収法第171条には、滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例規定があり、同条第4号から換価代金等の配当についての審査請求は、換価代金等の交付期日まででなければ、することができないとされている。上記「1 前提事実」(9)にはこの旨の教示も確認ができる。

本件処分に対する審査請求は、本件配当計算書謄本に換価代金等の交付期日として記載されている「令和4年10月28日午前10時00分」までにしなければならない。

請求人の本件審査請求は、早くとも審査請求書の消印の期日は令和4年11月25日であるから、請求人の審査請求は、法定の不服申立期間経過後になされた不適法なものであるから却下すべきである。

なお、国税徴収法に滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例規定があるのは、国税徴収法第171条は、督促、差押え、公売又は配当に関する異議につき不服申立て等の期間を制限することにより、滞納処分手続の安定を図るとともに、換価手続により権利を取得し、又は利益を得た者の保護をしようとする規定である。配当計算書に換価代金等の交付期日として記載された日時になり、当該配当処分の効力が生じた後にも、同処分に対する適法な異議申立てができることとすると、滞納処分手続の安定や買受人の権利を損なうおそれがあるからとされている。また、同法132条は、換価代金等の交付期日を関係人が覚知しうるために必要な事項を規定し、同条2項は、配当計算書謄本の送付を受けた者が、必要な事項を調査した上で期限までに異議申立てをできるように、換価代金等の交付期日は、配当計算書謄本を発送した日から起算

して7日を経過した日としなければならないとしているから、配当計算書謄本の送付を受けた者にとって、特段不利益であるとはいえないとされているためである。（札幌地裁平成28年8月31日租税関係行政・民事事件判決集（徴収関係）平成28年1月～12月順号28-25参照）

5 請求人が本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有しないかについて

(1) 行政不服審査法第2条において、処分についての審査請求については、「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」と規定されている。

(2) 最高裁判所昭和53年3月14日判決（最高裁判所民事判例集32巻2号211頁）では、「処分について不服があるもの」とは、一般の行政処分についての不服申立の場合と同様に、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう、と解すべきである。」「行政庁の処分に対し不服申立をすることができる者は、法律に特別の定めがない限り、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られるべき」とされている。

回復すべき法律上の利益がない者、すなわち、当該処分について審査請求をする法律上の利益がない者は、「行政庁の処分に不服がある者」に該当しない。

(3) 国税徴収法第5章第4節の換価代金等の配当換価代金の配当とは、差押財産の売却代金などの滞納処分によって得られた金銭を、地方団体の徴収金、国税その他の債権に配分することをいう。

そして、都市計画法第75条第5項の規定によりその例とされる国税徴収法第5章第4節の定めるところにより、市は、債権の差押えにより第三債務者から金銭の給付を受けた場合には、その金銭を配当しなければならないが、仮に配当処分が取り消された場合でも、市は、配当を受けた者から配当した金銭の返還を受けた上で、その金銭を改めて適法に配当すべき地位に置かれるに過ぎず、また、処分が取り消された場合に、請求人に対して金銭を返還すべき法律上の規定は存在しない。

このため、請求人は、配当処分の取消しによって金銭の返還を受けることはなく、回復すべき法律上の利益がない。（大阪高等裁判所令和1年9月26日判決（判例タイムズ1470号31頁）参照）

そして、本件配当処分については、配当を受ける債権者は木更津市のみであって配当順位及び配当額について本件配当処分と異なる配当処分を行う余地はないため、この点においても、審査請求人において本件処分の取消しにより回復すべき法律上の利益は存在しないものというべきである。

(4) さらに、処分の効果が消滅した場合には原則として当該処分の取消しを求める法律上の利益は消滅するとされているところ、本件処分においては、事実関係に照らすと、換価代金等の交付及び充当が終了したことによりその目的を達成し、既にその効力は消滅している。よって、本件処分は、この観点からみても取消しを求める利益がないというべきである。

(5) したがって、本件審査請求は、不服申立ての利益を欠く不適法なものであるから却下すべきである。

6 審理員の審理について

本件審査請求に係る審理は、適正に行われたものと認められる。ただし、本審査会は、結論においては棄却ではなく、却下とするのが相当であると判断する。

7 結論

以上のとおりであるから、審査庁の裁決についての判断は、適法かつ妥当である。

第8 付言

1 処分庁の説明について

請求人の主張は、「下水道工事前の説明会はまともになされておらず」「丁寧な説明をすることもなく」など、市側の説明がなされていないことを一貫して主張している。

処分庁の説明についての請求人の主張は、本件処分に対する当審査会の結論を変えるものではないが、本件審査請求の証拠資料等を見る限りでは、説明会の報告書には、招聘した関係人の範囲も資格も明らかではなく、議事録部分は、回答者すら定かではない。さらには、欠席者やその他の該当区域の住民に対する報告の形跡も見られないという、閉鎖的なものにとどまっている。また、請求人は処分庁へ請求人が市の通知に対して意見を述べたものを何通か送付をしていたが、それに対し処分庁が請求人に対して受益者負担金について説明を行った記録はなく、説明責任を十分に果たしているとは認めがたい。

また、審理員が作成した口頭意見陳述の記録に、請求人の主張を肯定するような記述が見られる点も含め、工事前の説明会などに、処分庁は、請求人に対して適切に説明を行ったのか、大いに疑問が残る。

以上より、処分庁の施策の透明性、説明責任の履行及び市民への分かり易い説明について再検討が必要であることを付言する。

なお、この点について、本審査会の清水委員からは、「受益者負担金について、処分庁が請求人に対して理解が得られるような説明があったとは見受けられない。受益者負担金については、全市民ではなく、該当区域の市民のみに課されるため、該当区域の市民からすれば、なぜ受益者負担金が課されることになるのか疑問に思うのは至極当然のことである。例えば負担金の決定方法についても、決定された額はどのよう

に算出し、公平性を担保しているのかなど、負担金の決定方法・法的根拠についての説明のみではなく、住民に寄り添った実質的な説明が必要であったのではないか。処分庁は、理解を得られるような説明をしなかったことについては、請求人に対して謝罪をすべきではないか」との意見があった。

2 下水道受益者負担金制度における土地所有者等の利益について

都市計画法第75条第1項は、「都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる」とし、都市計画事業の一環として執行された公共下水道事業の費用に充てるため、受益者負担制度を認めている。

この「利益」とは、公共下水道事業により污水管等が設置されることにより、環境衛生の増進が図られ、潜在的に資産価値が増加することであり、公共下水道を利用するか否かにかかわらず、公共下水道の排水区域内の土地を所有又は利用していることをもって等しく享受する利益である。

請求人が主張する、請求人の土地が下水道を利用できる状態ではないこと、不要なインフラで、実際に過去から現在に至るまで利用しておらず、請求人が直接的な利益を受けていなくとも潜在的あるいは間接的な利益を受けるため受益者となる。

しかしながら処分庁が、この点についても制度の適切かつ分かりやすい説明が行われていたと認めがたいことは、既に付言1で述べたとおりである。

3 憲法上の財産権侵害の当否

請求人は、下水道工事への同意も了承もしていないにも関わらず、工事を強行し、審査請求人の財産を強奪したことは財産権の侵害であり、重大な人権侵害との主張をしているが、行政執行機関の附属機関である本審査会は、そもそも違憲か否かの審査権を持たないものであるため、この点についての判断は行わない。

4 処分の執行又は手続きの続行について

請求人は、差押え処分に対して不服を申し立てているのだから、その処分を前提とした他の処分は、一時的に中断するとの主張があるが、審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続きの続行を妨げないものである。（行政不服審査法25条第1項参照）

以上

令和6年3月15日

木更津市行政不服審査会
会長 渡 邊 秀 孝
副会長 井 元 岳 史
委員 清 水 幸 雄

別表第1

期別	受益者負担金納入通知書送付日
略	

別表第2

期別	督促状送付日
略	

別紙 本件に係る法令等の規定について

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（受益者負担金）

第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

3 前二項の規定による受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 延滞金は、負担金に先だつものとする。

7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。

国税徴収法（昭和34年法律第147号）

第一款 通則

（差押の要件）

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を發した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号（督促）に掲げる国税をその納期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。

2 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

3 第二次納税義務者又は保証人について第一項の規定を適用する場合には、同項中「督促状」とあるのは、「納付催告書」とする。

（超過差押及び無益な差押の禁止）

第四十八条 国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。

2 差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押えることができない。

（差押財産の選択に当つての第三者の権利の尊重）

第四十九条 徴収職員は、滞納者（譲渡担保権者を含む。第七十五条、第七十六条及び第七十八条（差押禁止財産）を除き、以下同じ。）の財産を差し押えるに当つては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない。

（第三者の権利の目的となつている財産の差押換）

第五十条 質権、抵当権、先取特権（第十九条第一項各号（不動産保存の先取特権等）又は第二十条第一項各号（不動産賃貸の先取特権等）に掲げる先取特権に限る。この項を除き、以下同じ。）、留置権、賃借権その他第三者の権利（これらの先取特権以外の先取特権を除く。以下同じ。）の目的となつている財産が差し押えられた場合には、その第三者は、税務署長に対し、滞納者が他に換価の容易な財産で他の第三者の権利の目的となつていないものを有し、かつ、その財産によりその滞納者の国税の全額を徴収することができることを理由として、その財産の公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）までに、その差押換を請求することができる。

2 税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、その差押換をしなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨をその第三者に通知しなければならない。

3 前項の通知があつた場合において、その通知を受けた第三者が、その通知を受けた日から起算して七日を経過した日までに、第一項の規定により差し押えるべきことを請求した財産の換価をすべきことを申し立てたときは、その財産が換価の著しく困難なものであり、又は他の第三者の権利の目的となつているものであるときを除き、これを差し押え、かつ、換価に付した後でなければ、同項に規定する第三者の権利の目的となつている財産を換価することができない。

4 税務署長は、前項の場合において、同項の申立があつた日から二月以内にその申立に係る財産を差し押え、かつ、換価に付さないときは、第一項に規定する第三者の権利の

目的となつている財産の差押を解除しなければならない。ただし、国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用があるときは、この限りでない。

- 5 第二項又は前項の差押は、国税に関する法律の規定で新たに滞納処分の執行をすることができないこととするものにかかわらず、することができる。

(相続があつた場合の差押)

第五十一条 徴収職員は、被相続人の国税につきその相続人の財産を差し押える場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続財産を差し押えるように努めなければならない。

- 2 被相続人の国税につき相続人の固有財産が差し押えられた場合には、その相続人は、税務署長に対し、他に換価が容易な相続財産で第三者の権利の目的となつていないものを有しており、かつ、その財産により当該国税の全額を徴収することができることを理由として、その差押換を請求することができる。

- 3 税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、その差押換をしなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨を当該相続人に通知しなければならない。この場合においては、前条第五項の規定を準用する。

(果実に対する差押の効力)

第五十二条 差押の効力は、差し押えた財産（以下「差押財産」という。）から生ずる天然果実に及ぶ。ただし、滞納者又は第三者が差押財産の使用又は収益をすることができる場合には、その財産から生ずる天然果実（その財産の換価による権利の移転の時までに収取されない天然果実を除く。）については、この限りでない。

- 2 差押の効力は、差押財産から生ずる法定果実に及ばない。ただし、債権を差し押えた場合における差押後の利息については、この限りでない。

(担保のための仮登記がある財産に対する差押えの効力)

第五十二条の二 仮登記担保契約に関する法律第十五条（強制競売等の場合の担保仮登記）（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定は、担保のための仮登記がある財産が差し押さえられた場合について準用する。この場合において、同法第十五条中「その決定」とあるのは「その差押え」と、「申立てに基づく」とあるのは「ものである」と読み替えるものとする。

(保険に付されている財産に対する差押えの効力)

第五十三条 差押財産が損害保険に付され、又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の二第一項（火災共済事業）の規定による共済その他法律の規定による共済でこれに類するものの目的となつているときは、その差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ。ただし、財産を差し押さえた旨を保

険者又は共済事業者に通知しなければ、その差押えをもつてこれらの者に対抗することができない。

- 2 徴収職員が差押に係る前項の保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その財産がその保険又は共済に係る事故が生じた時に先取特権、質権又は抵当権の目的となつていたときは、その先取特権者、質権者又は抵当権者は、民法第三百四条第一項ただし書（先取特権の物上代位）その他これらの権利の行使のためその保険金又は共済金の支払を受ける権利をその支払前に差し押えることを必要とする規定の適用については、その支払前にその差押をしたものとみなす。

（差押調書）

第五十四条 徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

一 動産又は有価証券

二 債権（電話加入権、賃借権、第七十三条の二（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。）

三 第七十三条（電話加入権等の差押え）又は第七十三条の二（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産

（質権者等に対する差押えの通知）

第五十五条 次の各号に掲げる財産を差し押さえたときは、税務署長は、当該各号に掲げる者のうち知れている者に対し、その旨その他必要な事項を通知しなければならない。

一 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者の権利（担保のための仮登記に係る権利を除く。）の目的となつている財産 これらの権利を有する者

二 仮登記がある財産 仮登記の権利者

三 仮差押え又は仮処分がされている財産 仮差押え又は仮処分をした保全執行裁判所又は執行官

第三款 債権の差押

（差押えの手續及び効力発生時期）

第六十二条 債権（電子記録債権法第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権（次条において「電子記録債権」という。）を除く。以下この条において同じ。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない。

3 第一項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

4 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に囑託しなければならない。

（電子記録債権の差押えの手續及び効力発生時期）

第六十二条の二 電子記録債権の差押えは、第三債務者及び当該電子記録債権の電子記録をしている電子債権記録機関（電子記録債権法第二条第二項（定義）に規定する電子債権記録機関をいう。以下この条において同じ。）に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、電子記録債権を差し押さえるときは、第三債務者に対しその履行を、電子債権記録機関に対し電子記録債権に係る電子記録を、滞納者に対し電子記録債権の取立てその他の処分又は電子記録の請求を禁じなければならない。

3 第一項の差押えの効力は、債権差押通知書が電子債権記録機関に送達された時に生ずる。ただし、第三債務者に対する同項の差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

（差し押える債権の範囲）

第六十三条 徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができる。

（抵当権等により担保される債権の差押）

第六十四条 抵当権又は登記することができる質権若しくは先取特権によつて担保される債権を差し押えたときは、税務署長は、その債権の差押の登記を関係機関に囑託することができる。この場合において、その囑託をした税務署長は、その抵当権若しくは質権が設定されている財産又は先取特権がある財産の権利者（第三債務者を除く。）に差し押えた旨を通知しなければならない。

（債権証書の取上げ）

第六十五条 徴収職員は、債権の差押のため必要があるときは、その債権に関する証書を取り上げることができる。この場合においては、第五十六条第一項（動産等の差押手続）及び第五十八条（第三者が占有する動産等の差押手続）の規定を準用する。

（継続的な収入に対する差押の効力）

第六十六条 給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権の差押の効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶ。

（差し押えた債権の取立）

第六十七条 徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる。

2 徴収職員は、前項の規定により取り立てたものが金銭以外のものであるときは、これを差し押えなければならない。

3 徴収職員が第一項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

4 国税通則法第五十五条第一項から第三項まで（納付委託）の規定は、第一項の取立をする場合において、第三債務者が徴収職員に対し、その債権の弁済の委託をしようとするときに準用する。ただし、その証券の取り立てるべき期限が差し押えた債権の弁済期

後となるときは、第三債務者は、滞納者の承認を受けなければならない。

第六款 差押禁止財産

(一般の差押禁止財産)

第七十五条 次に掲げる財産は、差し押えることができない。

- 一 滞納者及びその者と生計を一にする配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。）その他の親族（以下「生計を一にする親族」という。）の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具
- 二 滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料
- 三 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物
- 四 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物
- 五 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者（前二号に規定する者を除く。）のその業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）
- 六 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの
- 七 仏像、位牌(はい)その他礼拝又は祭祀(し)に直接供するため欠くことができない物
- 八 滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類
- 九 滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票
- 十 滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具
- 十一 発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの
- 十二 滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物
- 十三 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

2 前項第一号（畳及び建具に係る部分に限る。）及び第十三号の規定は、これらの規定に規定する財産をその建物その他の工作物とともに差し押えるときは、適用しない。

(給与の差押禁止)

第七十六条 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

- 一 所得税法第八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第九十条（年末調整）、第九十二条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第二百十二条（非居住者等

の所得に係る源泉徴収義務)の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

二 地方税法第三百二十一条の三(個人の市町村民税の特別徴収)その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額

三 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百六十七条第一項(報酬からの保険料の控除)その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料(所得税法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。)に相当する金額

四 滞納者(その者と生計を一にする親族を含む。)に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十二条(生活扶助)に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に应ずるものを勘案して政令で定める金額

五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額(その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額)

2 給料等に基づき支払を受けた金銭は、前項第四号及び第五号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となつた期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。

3 賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となつた期間が一月であるものとみなす。

4 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権(以下「退職手当等」という。)については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。

一 所得税法第百九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)又は第二百十二条の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額

二 第一項第二号及び第三号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額

三 第一項第四号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したものの三倍に相当する金額

四 退職手当等の支給の基礎となつた期間が五年をこえる場合には、そのこえる年数一年につき前号に掲げる金額の百分の二十に相当する金額

5 第一項、第二項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

(社会保険制度に基づく給付の差押禁止)

第七十七条 社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当

金及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十八条第一項（老齢給付金の支給方法）の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三十五条第一項（老齢給付金の支給方法）（同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される年金その他政令で定める退職年金を含む。）に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法第三十八条第二項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第四十二条（脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法第三十五条第二項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される一時金その他政令で定める退職一時金を含む。）に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。

2 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律に基づく保険、共済又は恩給に関する制度その他政令で定めるこれらに類する制度をいう。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
 - 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
 - 三 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）
 - 四 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（他の法律において準用する場合を含む。）
 - 五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
 - 六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
 - 七 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- （条件付差押禁止財産）

第七十八条 次に掲げる財産（第七十五条第一項第三号から第五号まで（農業等に欠くことができない財産）に掲げる財産を除く。）は、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となっていないものを提供したときは、その選択により、差押をしないものとする。

- 一 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地
- 二 漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船
- 三 職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産

第一款 通則

（換価する財産の範囲等）

第八十九条 差押財産（金銭、債権及び第五十七条（有価証券に係る債権の取立て）の規定により債権の取立てをする有価証券を除く。）又は次条第四項に規定する特定参加差押不動産（以下この節において「差押財産等」という。）は、この節の定めるところにより換価しなければならない。

2 差し押さえた債権のうち、その全部又は一部の弁済期限が取立てをしようとする時から六月以内に到来しないもの及び取立てをすることが著しく困難であると認められるものは、この節の定めるところにより換価することができる。

3 税務署長は、相互の利用上差押財産等を他の差押財産等（滞納者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買い受けさせることが相当であると認めるときは、これらの差押財産等を一括して公売に付し、又は随意契約により売却することができる。

（参加差押えをした税務署長による換価）

第八十九条の二 参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る不動産（以下「参加差押不動産」という。）が第八十七条第三項（参加差押えの効力）の規定による催告をしてもなお換価に付されないときは、同項の滞納処分をした行政機関等の同意を得て、参加差押不動産につき換価の執行をする旨の決定（以下「換価執行決定」という。）をすることができる。ただし、参加差押不動産につき強制執行若しくは担保権の実行としての競売が開始されているとき、又は国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用があるときは、この限りでない。

2 前項の滞納処分をした行政機関等は、同項の参加差押えをした税務署長による換価の執行に係る同意の求めがあつた場合において、その換価の執行を相当と認めるときは、これに同意するものとする。ただし、同項の滞納処分による差押えに係る不動産につき既に他の参加差押えをした行政機関等による換価の執行に係る同意をしているときは、この限りでない。

3 換価執行決定は、第一項の参加差押えをした税務署長による換価の執行に係る同意をした行政機関等（以下「換価同意行政機関等」という。）に告知することによつてその効力を生ずる。

4 換価執行決定をした税務署長（次条において「換価執行税務署長」という。）は、速やかに、その旨を滞納者及び参加差押不動産（換価執行決定をしたものに限る。以下「特定参加差押不動産」という。）につき交付要求をした者に通知しなければならない。

（換価執行決定の取消し）

第八十九条の三 換価執行税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、換価執行決定を取り消さなければならない。

一 換価執行決定に係る参加差押え（以下「特定参加差押え」という。）を解除したとき。

二 換価同意行政機関等の滞納処分による差押え（政令で定めるものを除く。次条において「特定差押え」という。）が解除されたとき。

三 特定参加差押不動産の価額が特定参加差押えに係る滞納処分費及び特定参加差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき。

四 前三号に準ずるものとして政令で定めるとき。

2 換価執行税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、換価執行決定を取り消すことができる。

一 特定参加差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消し、特定参加差押不動産の価額の増加その他の理由により、その価額が特定参加差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき。

二 滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき。

三 特定参加差押不動産について、三回公売に付しても入札等がなかつた場合において、その特定参加差押不動産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

四 前三号に準ずるものとして政令で定めるとき。

3 前二項の規定により換価執行決定を取り消した税務署長は、速やかに、その旨を滞納者、換価同意行政機関等及び特定参加差押不動産につき交付要求をした者（第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による換価執行決定の取消しにあつては、滞納者及び特定参加差押不動産につき交付要求をした者）に通知しなければならない。

4 特定参加差押不動産については、換価同意行政機関等が行う公売その他滞納処分による売却のための手続は、第一項又は第二項の規定により換価執行決定が取り消された後でなければ、することができない。

（換価執行決定の取消しをした税務署長による換価の続行）

第八十九条の四 特定差押えが解除された場合において、前条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による換価執行決定の取消しに係る参加差押えにつき第八十七条第一項（参加差押えの効力）の規定により差押えの効力が生ずるとき（次に掲げる場合を除く。）は、当該換価執行決定の取消しをした税務署長は、当該換価執行決定に基づき行つた換価手続を当該差押えによる換価手続とみなして、当該差押えに係る不動産（以下この条において「差押不動産」という。）につき換価を続行することができる。

一 差押不動産につき強制執行又は担保権の実行としての競売が開始されている場合

二 当該税務署長が行つた当該換価執行決定の取消しに係る参加差押えよりも先にされた交付要求がある場合

三 特定差押えが解除される前に特定参加差押不動産を換価したとすれば消滅する権利で、差押不動産の換価に伴い消滅しないものがある場合

（換価の制限）

第九十条 果実は成熟した後、蚕は繭となつた後でなければ、換価をすることができない。

- 2 前項の規定は、生産工程中における仕掛品（栽培品その他これらに類するものを含む。）で、完成品となり、又は一定の生産過程に達するのでなければ、その価額が著しく低くて通常取引に適しないものについて準用する。
- 3 第二次納税義務者が第三十二条第一項（第二次納税義務の通則）の告知、同条第二項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない。保証人が国税通則法第五十二条第二項（担保の処分）の告知、同条第三項の督促若しくはこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したとき、又は第五十五条第二号（仮登記の権利者に対する差押えの通知）の通知（担保のための仮登記に係るものに限る。）に係る差押えにつき訴えの提起があつたときにおいても、また同様とする。

（自動車等の換価前の占有）

第九十一条 自動車、建設機械又は小型船舶の換価は、徴収職員が第七十一条第三項（差し押さえた自動車等の占有）の規定によりこれらを占有した後に行うものとする。ただし、換価に支障がないと認められるときは、この限りでない。

（買受人の制限）

第九十二条 滞納者は、換価の目的となつた自己の財産（第二十四条第三項（譲渡担保財産に対する執行）の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。）を、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員で国税に関する事務に従事する職員は、換価の目的となつた財産について、また同様とする。

（修理等の処分）

第九十三条 税務署長は、差押財産等を換価する場合において、必要があると認めるときは、滞納者の同意を得て、その財産につき修理その他その価額を増加する処分をすることができる。

第四節 換価代金等の配当

（配当すべき金銭）

第二百二十八条 税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

- 一 差押財産又は特定参加差押不動産（次条第一項第三号及び第三百三十六条（滞納処分費の範囲）において「差押財産等」という。）の売却代金
- 二 有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭
- 三 差し押さえた金銭
- 四 交付要求により交付を受けた金銭

2 第八十九条第三項（換価する財産の範囲等）の規定により差押財産等（同条第一項に規定する差押財産等をいう。以下この項において同じ。）が一括して公売に付され、又

は随意契約により売却された場合において、各差押財産等ごとに前項第一号に掲げる売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各差押財産等の見積価額に応じて按(あん)分して得た額とする。各差押財産等ごとの滞納処分費の負担についても、同様とする。

(配当の原則)

第二百二十九条 前条第一項第一号又は第二号に掲げる金銭（以下「換価代金等」という。）は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。

一 差押えに係る国税（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税）

二 交付要求を受けた国税、地方税及び公課（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、差押えに係る国税、地方税及び公課を含む。）

三 差押財産等に係る質権、抵当権、先取特権、留置権又は担保のための仮登記により担保される債権

四 第五十九条第一項後段、第三項又は第四項（引渡命令を受けた第三者等の権利の保護）（これらの規定を第七十一条第四項（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は借賃に係る債権

2 前条第一項第三号又は第四号に掲げる金銭は、それぞれ差押え又は交付要求に係る国税に充てる。

3 前二項の規定により配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、滞納者に交付する。

4 換価財産上に担保のための仮登記がある場合における当該仮登記により担保される債権に対する配当については、仮登記担保契約に関する法律第十三条（優先弁済請求権）（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定を準用する。

5 換価代金等が第一項各号に掲げる国税その他の債権の総額に不足するときは、税務署長は、第二章（国税と他の債権との調整）、第五十九条第一項後段、第三項及び第四項（これらの規定を第七十一条第四項において準用する場合を含む。）、前項並びに民法その他の法律の規定により配当すべき順位及び金額を定めて配当しなければならない。

6 第一項又は第二項の規定により国税に配当された金銭を国税（附帯税を除く。以下この項において同じ。）及びその延滞税又は利子税に充てるべきときは、その金銭は、まずその国税に充てなければならない。

(債権額の確認方法)

第三百十条 前条第一項第二号に掲げる国税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書を税務署長に提出しなければならない。

- 2 税務署長は、前項の債権現在額申立書を調査して前条第一項各号に掲げる国税その他の債権を確認するものとする。この場合において、次に掲げる債権を有する者が債権現在額申立書を提出しないときは、税務署長の調査によりその額を確認するものとする。
 - 一 登記がされた質権、抵当権若しくは先取特権により担保される債権又は担保のための仮登記により担保される債権
 - 二 登記することができない質権若しくは先取特権又は留置権により担保される債権で知れているもの
 - 三 前条第一項第四号に掲げる債権で知れているもの
- 3 前条第一項第三号に掲げる債権のうち前項第一号及び第二号に掲げる債権以外の債権を有する者が売却決定の時までに債権現在額申立書を提出しないときは、その者は、配当を受けることができない。

(配当計算書)

第百三十一条 税務署長は、第百二十九条（配当の原則）の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第二項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から三日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。

- 一 債権現在額申立書を提出した者
- 二 前条第二項後段の規定により金額を確認した債権を有する者
- 三 滞納者

(換価代金等の交付期日)

第百三十二条 税務署長は、前条の規定により配当計算書の謄本を交付するときは、その謄本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない。

- 2 前項の換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して七日を経過した日としなければならない。ただし、第百二十九条第一項第三号又は第四号（配当を受ける債権）に掲げる債権を有する者で前条第一号又は第二号に掲げる者に該当するものがない場合には、その期間は、短縮することができる。

(換価代金等の交付)

第百三十三条 税務署長は、換価代金等の交付期日に配当計算書に従って換価代金等を交付するものとする。

- 2 換価代金等の交付期日までに配当計算書に関する異議の申出があつた場合における前項の換価代金等の交付は、次に定めるところによる。
 - 一 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額に対するものであるときは、その行政機関等からの通知に従い、配当計算書を更正し、又は直ちに交付するものとする。
 - 二 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させな

いものである場合において、その異議に関係を有する者及び滞納者がその異議を正当と認めるとき、又はその他の方法で合意したときは、配当計算書を更正して交付するものとする。

三 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させるその他の債権の配当金額に関するものである場合において、その異議に関係を有する者及び滞納者がその異議を正当と認めるとき、又はその他の方法で合意したときは、配当計算書を更正して交付するものとし、その合意がなかつたときは、その異議を参酌して配当計算書を更正して交付し、又は異議につき相当の理由がないと認めるときは、直ちに国税、地方税又は公課の金額を交付するものとする。

3 前項の規定により換価代金等を交付することができない場合、換価代金等を配当すべき債権が停止条件付である場合又は換価代金等を配当すべき債権が仮登記（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十三条第二項（不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行）（同法第五十四条（不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行）において準用する場合を含む。）の規定による仮処分による仮登記を含む。）がされた質権、抵当権若しくは先取特権により担保される債権である場合における換価代金等の交付については、政令で定めるところによる。

（換価代金等の供託）

第百三十四条 換価代金等を配当すべき債権の弁済期が到来していないときは、その債権者に交付すべき金額は、供託しなければならない。

2 税務署長は、前項の規定により供託したときは、その旨を同項の債権者に通知しなければならない。

（売却決定の取消に伴う措置）

第百三十五条 税務署長は、売却決定を取り消したときは、次に掲げる手続をしなければならない。ただし、第百十二条第一項（動産等の売却決定の取消）の規定により、その取消をもつて買受人に対抗することができないときは、この限りでない。

一 徴収職員が受領した換価代金等の買受人への返還

二 第百二十一条（権利移転の登記の嘱託）その他の法令の規定により嘱託した換価に係る権利の移転の登記のまつ消の嘱託

三 第百二十五条（換価に伴い消滅する権利の登記のまつ消の嘱託）その他の法令の規定による嘱託で換価に係るものによりまつ消された質権、抵当権その他の権利の登記の回復の登記の嘱託

2 前項第三号の規定により嘱託した回復の登記に係る質権者、抵当権者又は先取特権者に対し換価代金等から配当した金額がある場合において、これらの者がその金額を返還しないときは、税務署長は、その金額を限度として、これらの者に代位することができる。この場合において、配当した金額がその質権、抵当権又は先取特権により担保され

る債権の一部であるときは、税務署長は、その代位した債権者の承諾を要しないで、その代位に係る権利を行使し、かつ、その債権者に優先して弁済を受けることができる。

(滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例)

第百七十一条 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする不服申立て（国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（不服申立期間）の規定により不服申立てをすることができる期間を経過したもの及び同法第七十五条第三項又は第四項（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求を除く。）は、これらの規定にかかわらず、当該各号に定める期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日）から三月を経過した日

二 不動産等についての差押え その公売期日等

三 不動産等についての第九十五条（公売公告）の公告（第百九条第四項（随意契約による売却）において準用する第九十六条（公売の通知）の通知を含む。）から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、国税通則法第百十五条第一項第三号（訴えの提起の特例）の規定による訴えの提起について準用する。この場合において、前項中「国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（不服申立期間）の規定により不服申立てをすることができる期間を経過したもの及び同法第七十五条第三項又は第四項（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求」とあるのは、「行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十四条第一項又は第二項（出訴期間）の規定により訴えを提起することができる期間を経過したもの」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる処分につき、同項に規定する不服申立てをする場合において、その再調査の請求書（国税通則法第八十一条第二項（再調査の請求書の記載事項等）に規定する再調査の請求書をいう。）又は審査請求書（同法第八十七条第二項（審査請求書の記載事項等）に規定する審査請求書をいう。）については、同法第七十七条第四項の規定は、適用しない。

木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和59年木更津市条例第15号）

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 市長は、第4条の公告の日現在における当該公告のあつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、前条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦

課するものとする。

- 2 前項の負担金の賦課は、第4条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以降においては、することができない。
- 3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及び納期限等を受益者に通知しなければならない。
- 4 負担金は、3年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。